

船橋市いじめ防止基本方針【概要版】

◎いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条に基づき、次のとおりいじめを定義する。

「いじめ」とは児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 基本理念

- 全ての児童生徒が安心して、生活を送ることができるようにしなければならない。
- 児童生徒の豊かな情操や道徳心など、心の通う人間関係を構築する素地を養うことが必要である。
- 市、学校、保護者、地域及び関係機関が連携を図り、対応していかなければならない。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

視点	内 容
未然防止	<ul style="list-style-type: none"> ○「いじめは絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成していくことが大切である。 ○全教育活動の充実を図り、他者を共感的に理解できる豊かな情操を養うことが必要である。 ○全ての児童生徒に自己肯定感や自己有用感を高める働きかけを行っていくことが大切である。
早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ○日常的な関わりの中での観察やアンケート調査、個別面談の実施を積極的に行うことが重要である。 ○児童生徒が速やかに相談できる体制を学校内外に整備する取組が重要である。
対 処	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが何よりも重要である。 ○必ず組織で対応し、家庭、教育委員会等との連絡を密にすることが必要である。 ○正確な事実の確認をした上で、適切な指導をするとともに、再発防止を徹底する。
連 携	<ul style="list-style-type: none"> ○学校は平素から家庭や地域にいじめ対策についての積極的な情報発信に努める。 ○教育委員会、相談機関、医療機関、警察、児童相談所との適切な連携することは不可欠である。

第2章 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめ防止等のために船橋市及び学校が実施すべき施策

		船 橋 市	学 校
体制・組織		<ul style="list-style-type: none"> ○船橋市いじめ問題対策連絡協議会 ○船橋市いじめ問題調査委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止基本方針の策定 ○学校におけるいじめ防止等のための組織
主 な 取 組	未然防止	<ul style="list-style-type: none"> ○教育活動全体を通じた豊かな心の育成 ○いじめに関する実態把握と分析 ○児童生徒等の主体的な活動の推進 ○いじめの予防教育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○心の教育の充実 ○児童生徒が主体となった活動の推進 ○様々な児童生徒の特性に配慮した支援 ○情報モラル教育及び啓発活動の充実
	早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ○相談体制の充実（SC・SSWの配置等） ○インターネット上のいじめへの対策 	<ul style="list-style-type: none"> ○日常的な関わりの中での観察 ○アンケート調査の実施 ○教育相談活動の充実
	対 処	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめに対する必要な措置 ○警察への通報・相談による対応 ○学校間・他市間との調整 	<ul style="list-style-type: none"> ○組織的対応 ○丁寧な事実確認 ○いじめを受けた児童生徒への対応 ○いじめを行った児童生徒への対応 ○周囲の児童生徒の対応 ○保護者との連携 ○関係機関等との連携 ○インターネット上のいじめへの対応
	支 援	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員の資質向上に必要な研修の実施 	

	○学校訪問による指導・支援 ○スクールロイヤー活用事業	
--	--------------------------------	--

2 いじめ防止等のための保護者及び市民の役割

保 護 者	市 民
<p>いじめ防止対策推進法第9条に次のように規定されている。</p> <p>○保護者は、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、指導を行うよう努めるものとする。</p> <p>○保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護するものとする。</p> <p>○保護者は、国、市、学校等が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>○市民による児童生徒に対する見守りなど、安心して過ごすことのできる環境づくりに努めることが大切である。</p> <p>○登下校の際の声掛けや地域の行事等における交流を積極的に行うことなどが考えられる。</p> <p>○市民は、いじめを発見した場合には、市、学校その他の関係者などに情報を提供することが重要である。</p>

第3章 重大事態への対処

「重大事態」は次のように定義する。

- 1 いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

【重大事態の報告】

重大事態が発生したと学校が判断した場合、学校は速やかに教育委員会に報告する。教育委員会は学校からの報告を受けて、市長に報告する。



【調 査】

調査の目的は、いじめの事実関係を明確にするとともに、再発防止につなげることにある。

(1) 調査の主体等の決定

教育委員会は、調査を行う主体を学校とするか教育委員会とするかについて判断する。

(2) 調査を行うための組織

学校が主体となって調査→学校のいじめの防止等のための組織を母体とし、必要に応じて専門家を入れる。
教育委員会が主体となって調査→船橋市いじめ問題調査委員会を実施する。

(3) 調査の実施

調査組織が、当該事案の状況に応じた調査方法等を決定の上、適切に調査を進める。



【調査結果の提供及び報告】

(1) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

(2) 調査結果は、教育委員会より市長に報告する。その際、いじめを受けた児童生徒・保護者は、調査結果に係る所見をまとめた文書を、当該報告に添えることができる。



【調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置】

報告を受けた市長は、必要があると認めるときは、調査結果について「船橋市いじめ問題再調査委員会」により調査を行う。その結果を市議会に報告するとともに、市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、当該事態への対処又は発生の防止のために必要な措置を講ずる。